

高齢化の進展に伴い、歯科の医療機関に来院する患者の60%以上は65歳以上の高齢者であり、数々の疾患を抱える有病者でもあります。全身的な管理と共に医科歯科協力して対応する診療行為が増えています。

1、診療情報連携共有料 120点 3ヶ月に1回

診療情報を共有することにより、患者が安心して治療が受けられる

「対象患者」 慢性疾患を有する患者又は歯科診療を行う上で全身的な管理の必要性を認め検査値や投薬などの診療情報を確認する必要がある患者

「流れ」 上記のような患者に関してかかりつけの歯科医療機関が検査値や投薬などの診療情報の提供を文書でかかりつけの医科医療機関に依頼した場合に、歯科医療機関で診療情報連携共有料が算定できる。

※上記は、歯科点数表での規定になりますが、歯科医療機関から医科医療機関へ上記内容のような照会をした場合の医科歯科連携が評価されました。医科点数表でも歯科医療機関への診療情報の照会に係る同様の点数が新設されています。

2、周術期等口腔機能管理

全身麻酔による手術又は放射線治療、化学療法若しくは緩和ケアを実施する患者に対して、歯科治療を実施している歯科医院に於いて、当該の医科医療機関からの文書による依頼に基づき、術前・術後の口腔機能管理を実施する。

周術期等口腔機能管理は、歯科疾患を有する患者や口腔衛生状態不良の患者の口腔内細菌による合併症、手術の外科的侵襲や薬剤投与による免疫力低下による病巣感染、気管内挿管による誤嚥性肺炎等の術後合併症の予防、手術前・手術後の放射線治療又は化学療法による口腔粘膜炎症等に対し実施する

●医科医療機関からの文書による依頼が無ければ行えない

●手術を行った医科は周術期等口腔機能管理後手術加算を算定する

3、睡眠時無呼吸症候群

睡眠時無呼吸症候群を口腔内装置で対応するには、検査を行った医科医療機関からの文書による依頼が無ければ歯科医療機関で装置を製作、装着することは出来ない

「終夜睡眠ポリグラフィー」

睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置を製作した歯科医療機関から検査の依頼を受けた患者については、治療の効果を判定するため、6ヶ月に1回算定できる